

道路運送法第5章(自家用自動車の使用)及び第6章(雑則)
に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について

内閣府沖縄総合事務局陸運事務所長の権限に係る道路運送法第5章(自家用自動車の使用)及び第6章(雑則)に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針を定めたので公示する。

平成18年9月29日 (公示第38号 平成18年9月29日)
一部改正 (公示第30号 令和2年12月1日)

1. 自家用自動車の有償運送の許可(法第78条第3号)
 - (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域又は期間を限定して運送の用に供するものであると認められること。
 - (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。

2. 自家用自動車の有償運送の登録(法第79条)
 - (1) 交通空白地有償運送については、令和2年11月27日付け国自旅第316号に定める処理方針による。
 - (2) 福祉有償運送については、令和2年11月27日付け国自旅第317号に定める処理方針による。
 - (3) 国家戦略特別区域法第16条の2に定める自家用有償観光旅客等運送については、平成29年12月7日付け国自旅第215号の2に定める処理方針による。

3. 自家用自動車の貸渡しの許可(法第80条第1項)

貸渡し人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しについては、平成7年9月1日付け公示第6号に定める審査基準による。

4. 貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可(法第83条)
 - (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であると認められること。
 - (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。

5. 標準処理期間

いずれも一ヶ月とする。ただし別に定めがある場合はこの限りでない。

附 則

1. この公示は平成18年10月1日以降受け付ける申請事案について適用する。
2. 自家用自動車の有償貸渡し（リース）を業とする者の取扱い基準について（平成8年4月1日付け公示第8号）は平成18年9月30日限り廃止する。
3. 地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合の許可の取扱いについて（平成14年1月21日付け公示第2号）は平成18年9月30日限り廃止する。

附 則（令和2年12月1日付け改正）

この改正は、令和2年11月27日以降受け付ける申請事案について適用する。